

様式第1号

令和8年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年2月5日

長野県知事 阿部 守一

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務

(2) 業務の目的

収入証紙に代わる収納手段を確保するため、キャッシュレス決済端末を県施設に設置し、現金のほかキャッシュレス決済による手数料等の納付を可能とすることにより、県民の利便性や業務改革の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

県施設への決済端末設置のほか、POSシステムの導入や回線工事・研修・サポート・保守等の関連業務を一体的に行い、キャッシュレス決済等を安定的に運用できる環境を整備する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

- ① POSシステム
- ② 決済端末
- ③ 回線環境整備
- ④ セキュリティ等
- ⑤ サポート及び保守
- ⑥ 決済代行業務
- ⑦ 費用
- ⑧ スケジュール案

※詳細は、仕様書（案）の「第2 要求項目」を参照。

(6) 業務の実施場所

長野県会計局会計課他

(7) 履行期間又は履行期限 契約日 から 令和9年3月31日まで

(8) 費用の上限額 273,587,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません

せん。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 決済端末及びPOS（Points of Sales）システムについて、過去5年間に地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市）における納入実績を有していること。
- (8) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たしていること。
 - ① 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、上記(7)の要件を満たす1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - ② 構成事業者全てが、法人格を有していること。
 - ③ 構成事業者全てが、上記(1)から(6)までの応募資格要件を満たしていること。
 - ④ 構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、本企画提案に参加していないこと。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

共同提案の場合は、構成事業者の連名の上、代表事業者が提出してください。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表及び附表2による。

共同提案の場合は、構成事業者が個々に作成し、代表事業者が取りまとめて提出してください。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類及び社会保険に加入していることが確認できる書類を添付してください。
- ② 同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください

い。

- ③ 共同提案における同種又は類似の業務の実績については、代表事業者以外は記載不要です。

(4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
長野県会計局会計課総務係
担当 牧島
電話 026-232-0111 (内線3809)
FAX 026-235-7368
電子メール kaikei@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年2月26日(木)午後5時まで(持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日※を除く午前9時から午後5時まで)

(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

- ② 提出先 3(4)と同じ。

- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに提出先に到達したもの、電子メールの場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により会計課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により会計課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)と同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 公告の日から令和8年3月11日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対して電子メール等により回答するほか、会計課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月13日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表又はこれに準じた任意様式による。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 本業務に係る費用の合計は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「14 再委託の予定」又は「15 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期間 公告の日から令和8年3月11日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 質問者に対しては、電子メール等により回答します。
公表・非公表は、内容により判断し、公表する場合は、令和8年3月13日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。
なお、評価に影響する質問の場合は、回答しません。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時まで（持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は9部、電子メールによる提出の場合は、電子データのみとします。
- ④ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに会計課に到達したもの、電子メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又は電子メールで提出した場合は、必ず、到達したことを電

話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

大項目	評価項目	配点
機能性	(1) 支払用コードの読み取りや納付確認書類の出力など、県の円滑な事務処理に資する機能が適切に提案されているか。	5
	(2) 自治体会計制度を踏まえた上で、財務会計システムとの連携機能が提案されているか。	10
	(3) 警察施設における複数の手数料納付に必要な情報を一つに紐づけた上で、それらの納付状況を一括して確認できるなど、警察の円滑な事務処理に資する機能が適切に提案されているか。	10
	(4) モバイル型端末 ・携帯性等は良好か。 ・視認性・操作性等が最適化され、職員が円滑に決済を完了でき、誤操作の防止対策が取られているか（職員の操作性は良好か）。	10
	(5) キャッシュレス専用端末及び自動釣銭機付端末 ・処理速度は良好か。 ・視認性・操作性等が最適化され、納付者が円滑に決済を完了でき、誤操作の防止対策が取られているか（納付者の操作性は良好か）。	15
管理システム	(7) 全県の決済状況を迅速・正確に把握できるとともに、適切に検索・集計が可能か。 また、金額改定や新手数料追加等におけるシステムメンテナンスを適切に行うことができるか。	10
安定性	(8) 端末やシステムの安全・確実な稼働や障害発生時の冗長性は確保されているか。	10
	(9) 保守・サポートが迅速かつ確実に行える体制や仕組みが構築されているか。	10
費用	(10) 初期導入費用は妥当か。	10
	(11) 決済代行手数料や保守費等のランニングコストは妥当か。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プrezentationの実施日時及び場所

令和8年3月26日(木) 長野県庁会議室

時間及び会場は、応募資格要件該当者に別途連絡します。

なお、各企画提案のプレゼンテーション時間は、50分程度（うち説明25分以内）を予

定していますが、提案者の参加状況等により、変更する場合があります。

④ 企画提案書を提出した者が6者以上の場合には、一次審査を行う場合があります。一次審査では、企画提案書の記載内容に基づき、(6)選定基準中の項目について評価を行い、評価の高い上位5者のみプレゼンテーションを求めるものとします。一次審査を行った場合は、全ての参加者に対して結果を電子メールにより会計課長から通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により会計課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により会計課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、会計課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により会計課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができます。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり。

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、電子メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により会計課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、会計課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 本件は、本業務に係る予算が議決され、当該予算の執行が可能となるとともに、価格が一定額以上の場合に必要となる財産の取得に係る議決（※）がされた後に契約を締結します。

※この場合、令和8年度開催の県議会での議決が必要です。

(6) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しません。

11 Summary

(1) Nature of duties:

FY 2026 provision of cashless payment terminal implementation services for the Nagano Prefectural Government

(2) Contract duration:

From the contract date to March 31, 2027

(3) Application submission deadline:

Date and time: Thursday, February 26, 2026, 5:00 p.m. (JST)

Address: Nagano Prefectural Government

 Accounting Bureau

 Accounting Division

 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Submission method: Email, mail or in-person

(4) Proposal submission deadline:

Date and time: Wednesday, March 18, 2026, 5:00 p.m. (JST)

Address: Nagano Prefectural Government

 Accounting Bureau

 Accounting Division

 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Submission method: Email, mail or in-person

(5) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Accounting Bureau, Accounting Division
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8570 Japan
Tel: +81-26-235-7351 (Japanese only)
Email: kaikei@pref.nagano.lg.jp